

↳ 保証債務の履行に伴う譲渡

Q : 自分の財産を譲渡して、保証債務を履行した場合には、所得税がかからないとか。どのようになっているのですか？

A : 譲渡所得のうち求償権の行使ができなくなった部分の金額は、譲渡所得がなかったものとみなされます。

【解説】

所得税では、債務保証を履行するために、自分の資産を譲渡し、その履行に伴う求償権の全部又は一部が行使できないこととなったときは、その行使することのできなくなった部分の金額は、譲渡所得の金額の計算上、なかったものとみなされることになっています。

なかったものとみなされる金額は、次のうち一番低い金額で、その年分の所得が赤字にならない範囲となっています。

- ① 行使不能額
- ② 各種所得の合計金額
- ③ 譲渡所得金額

また、保証債務の履行には、保証人、連帯保証人の債務履行のほか、次のようなものも含まれることとなっています。

- ① 不可分債務の債務者の債務の履行があった場合
- ② 連帯債務者の債務の履行があった場合
- ③ 合名会社又は合資会社の無限責任社員による会社の債務の履行があった場合
- ④ 身元保証人の債務の履行があった場合
- ⑤ 他人の債務を担保するため質権や抵当権を設定した者がその債務を弁済し又は質権若しくは抵当権を実行された場合

